

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年 5 月30日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第53号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

(昭和43年新潟市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市住民実態調査員設置規則の一部改正)

第2条 新潟市住民実態調査員設置規則(昭和52年新潟市規則第60号)の一部を次の

ように改正する。

別記様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市職員表彰規則の一部改正)

第3条 新潟市職員表彰規則(平成17年新潟市規則第255号)の一部を次のように改

正する。

第7条第1号中「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市中心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟市中心身障害者扶養共済制度条例施行規則(平成19年新潟市規則第117号)

の一部を次のように改正する。

別記様式第17号中「禁固」を「拘禁刑」に改める。

(新潟市児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 新潟市児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成20年新潟市規則第43号)

の一部を次のように改正する。

別記様式第9号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和7年新潟市条例第19号)並びにこの規則の施行前に懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている職員は、第1条の規定による改正後の新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定の適用については、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている職員とみなす。